



2020年5月20日

各 位

会 社 名 西日本鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 倉富 純男  
(コード番号 9031 東証1部・福証)  
問合せ先 広報部広報課長 川上 哲平  
(TEL. 092-734-1217)

## 役員向け株式報酬制度の一部改定および株主総会議案に関するお知らせ

当社は、2020年5月20日開催の取締役会において、2016年より導入している当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）および社長執行役員以下の役付執行役員を対象とした業績連動型の株式報酬制度について、当社執行役員制度の変更に伴う制度改定に対応するため、2020年6月26日に開催予定の第180期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に報酬額および株式数の上限に関する議案を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 執行役員制度および報酬制度の改定について

当社は、当社執行役員のグループ経営への直接的関与を強め、当社グループ全体の経営体制の強化および明確化を図るため、2020年4月1日付で執行役員制度を変更しております。従前は、関係会社の代表取締役の中から選任していた「上席グループ理事」および「グループ理事」を当社の執行役員制度に取り込み、当社執行役員が必要に応じ、重要な関係会社の代表取締役を兼務することとしております。あわせて、執行役員のうち常務執行役員以上を当社グループの経営陣幹部と位置付け、「役付執行役員」と呼称することといたしました。

この執行役員制度の変更に伴い、当社の株式報酬制度を一部変更しております。

当社は、業績目標の達成度に応じて当社株式の交付を行うことで株主の皆さまと利益意識を共有し、経営計画の実行を通じた当社グループの価値向上および株価上昇への貢献意欲を一層高めることを目的として、業績連動型の株式報酬制度を導入しておりますが、従前は制度対象外としていた、役付執行役員でない執行役員を新たに対象者とする一方で、制度対象者を、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）ならびにすべての役付執行役員および執行役員にまで拡大いたしました（以下、対象者拡大後の株式報酬制度を「本制度」という。）。

#### 2. 本株主総会における議案について

##### (1) 提案の理由

当社が2016年6月29日開催の当社第176期定時株主総会（以下「第176期定時株主総会」という。）においてご承認をいただき導入した株式報酬制度は、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）および役付執行役員（従前の上席グループ理事を除く。以下、併せて「取締役等」という。）を対象としており、当社が取締役等への報酬として拠出する金員を原資として、信託を通じて当社株式が取得され、当社を取締役等に対し、原則として取締役等退任時に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）

が交付および給付される制度であります。

株式報酬制度にかかる報酬額および株式数の上限としては、第176期定時株主総会において、対象期間（連続する3事業年度をいい、本制度は従前の対象期間を引き継いでおります。2020年は、2019年から2021年までの期間に含まれます。）ごとに当社が拠出する金員を4億6千万円以内、取締役等が付与を受けることができるポイント（取締役等に対して役位および業績目標達成度に応じて付与され、1ポイントは当社株式1株とする。）の1年あたりの総数を8万6千ポイント以内（ただし、各対象期間の1年目および2年目において付与されるポイントは4万2千ポイント以内）とし、各対象期間において信託を通じて取得される当社株式の総数を17万株以内とご承認をいただき今日に至っておりますが、本議案は、これらの上限について、上記1.の執行役員制度および報酬制度の変更により第176期定時株主総会決議の対象となる役付執行役員が増員したことに伴う改定をお願いするものであります。

なお、執行役員（取締役兼務者を除く。）も本制度の対象であり、同一の信託を使用しますが、執行役員にかかる報酬額および株式数は、本議案の対象としておりません。

また、上記1年あたりのポイントの総数および信託を通じて取得される当社株式の総数については、2017年10月1日付株式併合に伴い調整しております。

## （2）議案の内容

本議案は、株式報酬制度にかかる報酬額および株式数のうち、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）およびすべての役付執行役員に対する報酬額および株式数の上限について、本制度の対象期間ごとに、当社が拠出する金員を5億8千万円以内、付与を受けることができるポイント（役位および業績目標達成度に応じて付与され、1ポイントは当社株式1株とする。）の1年あたりの総数を11万6千ポイント以内（ただし、各対象期間の1年目および2年目において付与されるポイントは5万7千ポイント以内）とし、各対象期間において信託を通じて取得される当社株式の総数を23万株以内（2020年3月31日現在の発行済株式総数に対し約0.3%）と改定したいと存じます。

本制度の対象となる取締役の現在の員数は9名であり、本株主総会における監査等委員でない取締役の選任に関する議案が原案どおり承認可決されましても9名となります。

また、取締役を兼務しない役付執行役員の員数は、上記1.の執行役員制度の変更に伴い3名から9名に増員しており、本総会終了後の員数は8名となる予定です。

なお、信託は、当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得する予定としております。

## 3. その他

当社株式等の交付および給付の方法や時期等、本制度に関するその他の内容については、2016年5月19日付「役員向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ」および第176期定時株主総会においてご承認をいただきました内容から変更はありません。

なお、本制度において必要な当社株式については、信託を通じて株式市場または当社（自己株式処分）から取得する予定としておりますが、今回の本制度改定に伴う株式取得は予定していません。今後、追加信託および株式取得が必要となった場合は、改めてお知らせいたします。

以上